

平成 28 年度山形県環境審議会第 1 回自然環境部会 議事録

1 日 時 平成 28 年 9 月 15 日 (木) 午前 10 時～正午

2 場 所 自治会館 4 0 1 号室

3 出席者等 (敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委 員) 幸丸政明 (部会長)、阿部武志、菊池俊一、佐藤景一郎、野堀嘉裕、三浦秀一、山崎多代里 (江成はるか、加藤丈晴、早野由美恵、皆川 治、横山 潤、渡辺理絵)

(特別委員) 東北森林管理局長 瀬戸宣久 (代理：山形森林管理署長 西川晃由)、東北地方環境事務所長 坂川 勉 (代理：総括自然保護企画官 常富 豊)、東北経済産業局長 田川和幸 (代理：環境・リサイクル課長 鈴木 宏) (東北農政局農村振興部長 米田博次、東北地方整備局長 川瀧弘之)

※ () 委員は欠席

(2) 事務局	環境エネルギー部みどり自然課長	高橋 正美
	課長補佐 (自然環境担当)	齋藤 真朗
	自然環境主査	倉本 幸輝
	主任主事	山田 和裕
	鳥獣保護管理員	國分 清貢

4 議 事

(1) 開 会

(2) 挨拶

高橋みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数 18 名のうち 10 名が出席

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に阿部委員と菊池委員が指名された。

(5) 審議事項 1 御所山鳥獣保護区特別保護地区の指定 (再指定) について

【資料 1】 鳥獣保護区制度の概要について

【資料 2】

- ア 指定計画書
- イ 新旧対照表
- ウ 現況写真
- エ 区域説明図
- オ 区域説明図 (既設鳥獣保護区位置あり)

幸丸部会長：事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：配布資料により説明。

幸丸部会長：御質問、御意見ををお願いします。

菊池委員：御所山鳥獣保護区の面積が半分になるという説明があったが、どこの部分が減るのか。もう一度説明をしてほしい。

事務局：（区域説明図により説明。）

菊池委員：鳥獣保護区の面積を半分に減らす理由について、里の方で農業被害が出ているという説明があったが、何年間で何件など、その根拠となる資料がない。また、鳥獣保護区は、鳥獣の保護のために指定するということであるが、その指定の目的となる鳥獣の保護に対して、今回面積を減らすことが与える影響についても判断できる材料がない。その部分についてはどのように考えるべきか。

幸丸部会長：事務局から説明をお願いします。

事務局：審議事項の説明の中で、関連事項として御所山鳥獣保護区的面積縮小についても説明したところであるが、本審議会においては、特別保護地区の指定について意見をいただくことになっている。

当該鳥獣保護区の周辺地域は、以前からクマによる農林業被害があったところであるが、10年前に面積拡大した際、秋に予察捕獲を行い被害に対応することを条件に地元の同意を得ている。しかし、鳥獣保護区指定面積の拡大によって狩猟が規制された後にツキノワグマ保護管理計画が策定され、秋の予察捕獲の運用は行わないことになった。このことにより、この地域では実質的にツキノワグマを捕獲する時期がなくなってしまい、当時地元で約束したことが守られなくなっている。このたびの鳥獣保護区の更新にあたり地元の同意が必要であり、地元からの了解を得るには、10年前に拡大した部分について縮小せざるを得ない状況である。被害状況などの数値的な資料は準備していないが、今回そのような状況を説明したところである。

菊池委員：この会議で検討するのは特別保護地区のみに関することになるのか。

事務局：鳥獣保護区の縮小については、法定の審議事項にあらず、特別保護地区の再指定が審議事項となっている。

鳥獣保護区を縮小することによる影響については、今後、鳥獣の生息状況や周辺地域におけるクマによる被害発生の状況を把握しながら監視していきたい。

幸丸部会長：鳥獣保護区に指定されている部分で狩猟ができなくなり、クマによる農業被害が出ているために、鳥獣保護区を縮小するということであるが、現在の区域は生息地回復のために拡大したのだと思う。県境を接している宮城県の鳥獣保護区の設定状況はどのようになっているか。

事務局：宮城県側は現在も鳥獣保護区として指定されており、当県よりも広い面積が指定されている。

幸丸部会長：県境を接している鳥獣保護区であれば、隣県との調整が必要であるので、宮城県の設定状況を確認しておく必要があると思う。

事務局：これまでの当該保護区の経過であるが、この鳥獣保護区は元々、国指定の鳥獣保護区であり、昭和61年に県に移管されている。平成18年に緑の回廊として県境の細長い部分が追加され現在に至っているが、今回その一部を縮小したとしても県に移管される前の指定面積よりは広がる。

阿部委員：鳥獣保護区特別保護地区の制札が5本あるべきところが現在1本しかないということである。私も鳥獣保護管理員として神室鳥獣保護区で制札をかついで山に登り、立てたことがあるが、一般の人も我々狩猟者もどこから特別保護地区なの

か分かるように制札の数を計画の数に増やすべきだと思う。

事務局： 鳥獣保護区の区域では毎年度、制札を更新・整備しているが、特別保護地区は奥地であるため後回しになっている面がある。来年度に向け、当該特別保護地区の土地所有者である国有林等関係者と協議し、制札整備について調整していきたい。

幸丸部会長： 今回鳥獣保護区から除かれる部分で制札が設置されているところはあるか。

事務局： 要所々々に制札を設置してきたが、保護区に指定されたことから誰も入らないため、二年もすれば、藪となり現地に行くこともできなくなる。今回除かれる区域で現在、確認できるのは翁峠と吹越峠の制札だけである。他の制札の設置箇所は行くことすら困難な状況にある。

また、先ほどの被害状況ということであるが、今回除かれる区域の中にある尾花沢市営の宝栄牧場では、クマが牛舎に入り、餌を食べるといった被害がどんどん出てきて、有害捕獲のために檻を設置しなければいけなくなっている。さらに、その北側の二ツ森の近くの和牛育成センターでも同様の被害が発生している。なお、尾花沢市内では、8月31日現在、36頭のクマを捕獲している状況である。

幸丸部会長： 今後、積極的に狩猟等でイノシシ、クマの被害を防いでいくということであれば、今回縮小する区域について、関係者にしっかり伝えていただきたい。

この他何質問等はあるか

菊池委員： 先ほどの意見を補足したい。一度法律で定めたもの（鳥獣保護区）であっても社会条件や自然条件の変化に伴い、見直すことはあり得るし、絶対に変えないというのは非科学的だと考えているが、今回議論すべきコアな部分（特別保護地区）に生息する鳥獣に対し、その近くの鳥獣保護区の面積を減らすことが、はたして影響がないのか判断できる材料がないということが私の意見である。

幸丸部会長： 鳥獣保護区的面積を半分に減らすということが特別保護地区の鳥獣に影響があるかどうか、そこに生息する鳥獣の生息状況を把握していくことは大切なことになる。できるだけ説明責任をしていかなければならない。

菊池委員： 計画書の2ページの管理方針のAに「鳥獣のモニタリング調査等を通じて鳥獣の生息状況の把握に努める」ととても重要なことが記載されている。ここを説明すると思う。鳥獣保護区が半分になることに対して、ちゃんと今後も生息状況の把握に努めていくと説明してもらえれば、私も県民として安心できると思うがいかがであるか。

事務局： 菊池委員の意見のとおり、指定計画書に記載しているように鳥獣保護管理員等による調査を今後も実施し、鳥獣の生息状況の把握に努めていく。

幸丸部会長： 政策を転換する場合は、できるだけ情報を開示した上で、県民の理解を得るようにしてほしい。この先、鳥獣保護区の縮小についてはどのように県民に周知していくのか。

事務局： 現在の案については、総合支庁が地域の関係者から同意を得たものである。今後、指定方針の縦覧を行い、国機関への協議、そして10月末に公告を行う予定である。

幸丸部会長： この案は公聴会を行って地域住民の理解を得たものなのか。今後、審議会を経

た後、縦覧し、いわゆるパブリックコメントをして、それで意見が出てくれば、それに対応していく形となるか。その時は出来るだけわかりやすい説明をお願いしたい。

事務局： 公聴会については、縦覧をして意見が出た段階で実施することとなるが、この計画案については、書面により地元関係者から同意を得ている。

野堀委員： 先ほどから鳥獣保護区と特別保護地区の議論をしていて、鳥獣保護区を縮小することについては審議事項ではないということであったが、それはどこに規定してあるのか。

また、緑の回廊として宮城県の鳥獣保護区に接した区域を指定している中であって、山形県側の幅の狭いところを解除したところで、宮城県側の幅の広いところで狩猟ができないのであれば何も変わらないのではないか。なお、使用図面が「青森営林局」と既に無い機関名が記載された古いものであるので、そこはきちんと新しいものを使うようにすべきである。

さらに、鳥獣保護区について宮城県側にも色も付けるべきだと思う。

事務局： 一点目の審議事項の根拠規定であるが、鳥獣保護管理法第4条第4項の審議会の意見を聴かなければならないとされている事項は、第28条第9項で「都道府県知事が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、準用する。」と規定されている。区域を拡大すると狩猟に制限が加わるため、審議会の意見を聴かなければならないことになっているが、縮小する場合は制限の解除になるため、審議会の審議事項となっていない。一方、特別保護地区は、そもそも更新という考え方がないため、毎回指定することになり、審議会の審議事項となる。

野堀委員： 今回、鳥獣保護区の面積を減らすことに関する説明資料が付いているため、この件に関しても審議会で認めたように見えてしまうので、それはおかしい。

事務局： 計画書4ページの鳥獣保護区の面積については、国が使用している様式を準用して記載しているが、様式上、特別保護地区だけでなく鳥獣保護区的面積を記載する欄も設けてある。そこに今回縮小を予定する鳥獣保護区的面積も記載しているためにこれも審議事項であるかのような誤解を与えるのであれば、特別保護地区だけの面積を入れるよう計画書を修正したい。

また、先ほどの二点目、宮城県の鳥獣保護区と隣接して一体的に指定してあるため、解除も一緒に行わなくては効果がないのではないかと、という意見についてであるが、法律では他県との協議までは求められていないものの、この件については、宮城県にも本県の方針を伝え、情報交換していきたいと考える。

幸丸部会長： 「法律ではこうだからこうだ」といった杓子定規の対応では困るので、臨機応変に対応して、隣接県とも情報交換しながら進めていただきたい。

菊池委員： 資料1の説明の中で、今年度更新時期を迎える経塚山鳥獣保護区について、この場で審議をしない理由の説明がなかったのは何故か。

事務局： 説明が抜けており申し訳ない。当該鳥獣保護区においては、特別保護地区の指定はなく、また、指定区域の拡大がない単純な更新を行う計画であるため、本審議会の審議事項にならないものである。

幸丸部会長： この他意見等なければ、事務局案に対して今回出された意見等をできるだけ踏まえたうえで、答申をさせていただいてよろしいか。
(特に異議なし)

(6) 審議事項2 摩耶山鳥獣保護区特別保護地区の指定(再指定)について

【資料3】

- ア 指定計画書
- イ 新旧対照表
- ウ 現況写真
- エ 区域説明図

幸丸部会長： 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： 配布資料により説明。

幸丸部会長： 御質問、御意見をお願いします。

幸丸部会長： 特別保護地区は、鳥獣保護区の中に設定できるということは、全ての面積が、鳥獣保護区と重なるということでしょうか。

事務局： そのとおり。

幸丸部会長： 鳥獣保護区の更新の作業はどのようになるのか。

事務局： 鳥獣保護区の更新作業も同時に進めている。

幸丸部会長： 鳥獣保護区の更新は審議会の審議事項ではないということか。

事務局： そのとおり。摩耶山鳥獣保護区については区域の拡大は行わず、期間の更新のみを行いたいと考えている。

幸丸部会長： この他意見等なければ、原案どおり、答申をさせていただきたいと思うが、それで進めてよろしいか。

(特に異議なし)

(7) 報告事項 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針の見直しについて

【資料4】

事務局： 資料により説明。

幸丸部会長： 国の指針が9月に示され、県はいつまでに鳥獣保護管理事業計画を策定するのか。

事務局： 現在の第11次鳥獣保護管理事業計画の期間が切れる平成29年3月31日までに次期の第12次鳥獣保護管理事業計画を策定することになる。

野堀委員： 数十年前に法律ができた時と今とでは随分状況が変化していると思う。野生動物が人間に被害を及ぼすことから狩猟で抑制しようという概念や、風力発電設備へのバードストライクのように故意なくして野生鳥獣が淘汰されていることに対する野生鳥獣保護の考え方について、今回の法律の指針の変更点で何か盛り込まれているものはあるか。

事務局： 現在変更が進められている指針の中では、被害を出す鳥獣に対して積極的な管

理をしていくという考え方が強く出ている。なお、バードストライクのように故意なく鳥獣の数が減少していくという問題について、特に現行指針を変更するような議論はされていないと聞いている。

幸丸部会長： 国の指針の中では、専門的な知見を有する人材の配置だとか相当の財源が必要になる施策の記載があるが、国は何か手立てを考えているのか。

事務局： 専門的な知見を有する人材の配置やその他にも鳥獣保護管理センターの設置など財源が必要な施策の記載があることから、先日開催された都道府県担当者会議において財源を求める要望意見が出されたが、今のところ国において財源措置の考えはなく都道府県で対応してほしいと言われている。

まずは、今いる人材の研修をして養成することで対応していきたいと考えている。

幸丸部会長： 情報収集基盤の整備の記載では、「国が一元管理するから、その情報を都道府県が使っていくようにする」という意味に見受けられるが、どういうことなのか。

事務局： 情報収集基盤に関する記載の中心となっているのは、鳥獣統計に関することである。現在は都道府県から捕獲の情報のみを集めているが、イノシシ、ニホンジカについては目撃情報や捕獲努力量（出猟数やわなの設置数など）も集め、それを国が統計的に処理し、生息数の推定に活かそうと考えていると聞いている。

幸丸部会長： その他特になければ、これで審議を終了する。

事務局： 今年度の予定について簡単に説明する。5月の総会の資料のとおり4回の審議を予定しているが、直近では、12月に「庄内県立自然公園内での風力発電事業計画」2件、1月中又は下旬に「鳥獣保護管理事業計画」「ニホンザル管理計画」「ツキノワグマ管理計画」についての審議、3月上旬に鳥獣関係の計画の答申を頂きたいと考えている。

幸丸部会長： 計画の資料作成が遅れて委員の方が事前に資料を読むことができないという事態がないように進めていただきたい。

平成28年9月15日